○小平市就学援助費事務処理要綱

昭和63年4月1日 事務執行規程 改正 平成22年10月5日事務執行規程 平成24年7月9日事務執行規程 平成27年7月1日事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対して学用品費等の援助をすることによって、義務教育の円滑な遂行を図るため、小平市教育委員会(以下「市教委」という。)が実施する就学援助費の事務処理に必要な事項を定める。 (支給対象)

- 第2条 就学援助費(以下「援助費」という。)の支給の対象は、公立の小中学校に在学する児童又は生徒(小平市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者その他市教委が認める者に限る。)の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)
 - (2) 別表第1に定める者(以下「準要保護者」という。) (援助費目等)

別表第1 (第2条関係)

認定基準

準要保護者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する者
 - ①生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - ②地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市民税の非課税
 - ③地方税法第323条に基づく市民税の減免
 - ④地方税法第72条の62に基づく個人事業税の減免
 - ⑤地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
 - ⑥国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の 免除

- ⑦国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
- ⑧児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給
- 2 校長の意見により、受給を希望する保護者が次のような状態にあると認められる者
 - ①保護者の職業が不安定で生活に困窮している。
 - ②経済的理由により学用品費・学校給食費等の納金が困難である。
 - ③保護者の失職等により収入が減少した。
- 3 福祉事務所長又は民生委員の意見により、就学援助が必要と認められる者
- 4 世帯の前年(1月から6月までの援助費は前々年)中の地方税法第292条第1項第13 号に規定する合計所得金額の合計額が、平成25年4月1日に小平市に適用された生活 保護法第8条に基づく保護基準額を用い、次の式により算定した額以下である者

$$1.1 \times (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7)$$

- 注 上記の算定の各記号の意義はそれぞれ次に掲げるとおりとする。
 - ①生活扶助基準額第一類の12倍の額
 - ②生活扶助基準額第二類基準額の12倍の額
 - ③生活扶助基準額第二類冬季期加算に加算月数を乗じた額
 - ④期末一時扶助の額(一級地居宅の額)
 - ⑤教育扶助基準額の12倍の額
 - ⑥住宅扶助(都知事承認額)の12倍の額
 - ⑦学校給食費の年額